

●香川県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき平成30年4月1日付けで道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年3月30日から同年4月20日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀詫間豊浜線（21号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市豊浜町姫浜字切戸23 番1地先から	前	8.7~39.2	425	市道移管による不用物件 化
観音寺市豊浜町姫浜字芝原 1226番4地先まで	後	—	—	